

第1章 富良野市環境基本計画の基本方針

この章では、「富良野市環境基本計画」を策定する背景、目的、位置づけ、環境の範囲、対象地域及び計画の期間を明らかにします。

1. 計画策定の背景

本市は、北海道のほぼ中央にあり、東方に十勝岳をはじめとする大雪山系の山並み、西方に芦別岳をはじめとする夕張山地の山並みがそびえ、南方には良好に保たれた天然林の大樹海があります。市域の西方は、この二つの山並みに囲まれて南北に伸びたほぼ長円形の盆地が形成され、その中央部を石狩川支流の空知川が、南から西北に貫流し、網の目のように巡る大小の河川は大地を潤し、郷土の大部分を覆う緑豊かな自然環境と地理的条件に恵まれた中で、農業と観光が調和した都市として発展してきました。

しかし、近年、廃棄物の処理に伴うダイオキシン類問題、生活排水や農薬・化学肥料などによる公共用水域の水質汚濁、自動車の排ガスによる大気汚染、動植物の生息・生育域の縮小や種の減少問題などが顕著になってきました。さらに、温室効果ガスによる地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊等にみられるように、地球規模の環境問題が顕在化している状況にあります。

これらの環境問題は、わたしたちの日常生活や事業活動と深く関わっており、ライフスタイルや産業構造が多様になるにつれ、環境問題も極めて幅広く、複雑なものとなっています。

わたしたちは今こそ、本市の環境の現状と課題を見つめ直し、環境のために何をすべきかを考え、市民や事業者、行政がそれぞれ自分の取り組むべき役割を認識し、お互いに協力しながら、環境に与える負荷の少ない日常生活や事業活動をめざして行動することが必要であると考え、ここに「富良野市環境基本計画」を策定します。

2. 計画の目的

本計画は、「富良野市環境基本条例」の基本理念や基本方針を踏まえた本市の望ましい環境像を実現することを目的として、基本条例第8条に基づいて策定するものです。

「富良野市環境基本条例」第3条(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行うものとする。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築にむけ、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行うものとする。
- 3 地球環境保全は、人類の共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進するものとする。

「富良野市環境基本条例」第7条(基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 人が自然と共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地及び水辺地等における多様な自然環境を保全する。
- (3) 身近な自然環境、個性を活かした都市景観の確保、歴史的文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な環境を創造すること。
- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境に配慮した社会を実現するため、資源及びエネルギーの消費を押さえ、再資源化や廃棄物の減量に努め環境への負荷の少ない社会を構築すること。

「富良野市環境基本条例」第8条(環境基本計画)

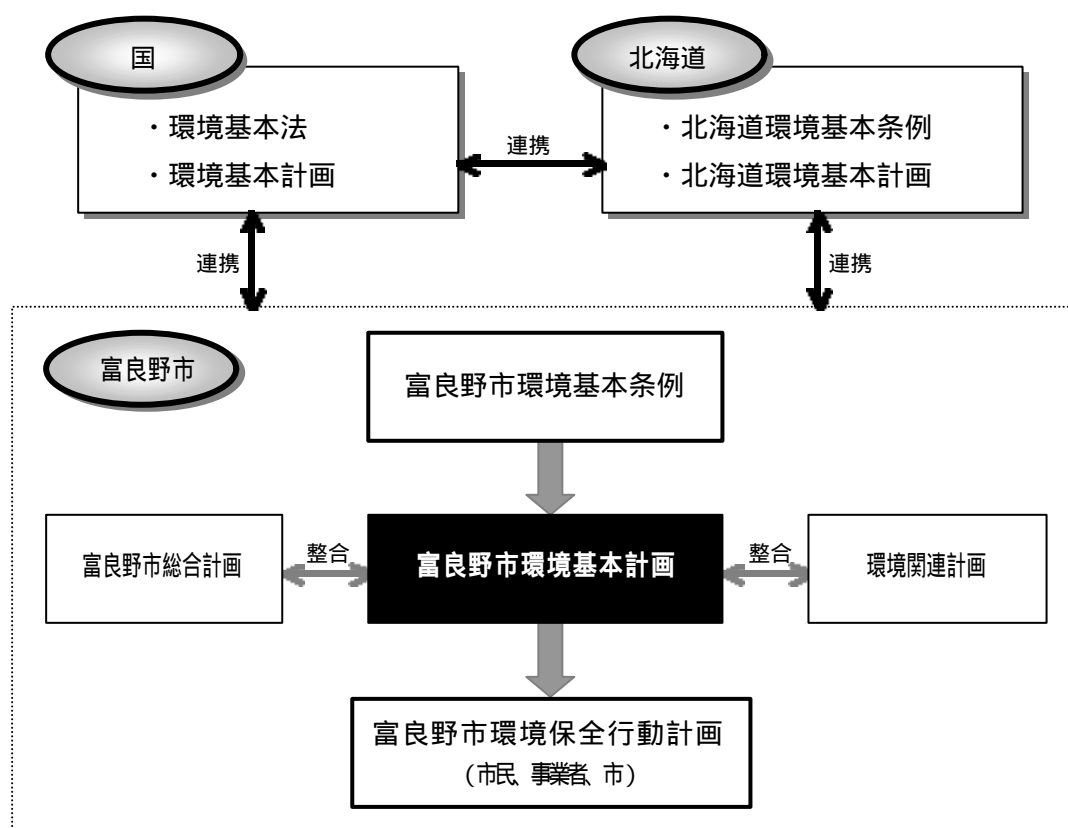
第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富良野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する計画目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策目標
 - (3) 環境の保全及び創造に関する重点施策
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、富良野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

3. 計画の位置づけ

国では平成5年（1993年）に「環境基本法」、平成6年（1994年）に「環境基本計画」を、北海道では平成8年（1996年）に「北海道環境基本条例」、平成10年（1998年）に「北海道環境基本計画」を定め、環境への負荷を低減し、持続的発展の可能な社会を目指す新たな取組が進められています。

本市では、平成13年（2001年）4月に、現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的として「富良野市環境基本条例」を施行しました。「富良野市環境基本計画」は、この基本理念を実現するために、条例第8条に基づいて策定されるものであり、本市が目指すべき望ましい環境像を設定するとともに、それを実現するための具体的な施策を明らかにしていきます。なお、策定にあたっては、本市の総合的なまちづくりの方向性を示した「富良野市総合計画」や他の環境関連計画との整合を図りつつ、環境行政の基本的方向性を明らかにしていきます。また、「富良野市環境基本計画」で定めた環境施策を具体的に展開していくために、「富良野市環境保全行動計画」を策定し、市民や事業者、行政がそれぞれの日常生活や事業活動において、具体的な環境保全活動へと結びつけるよう、主体別に環境保全への取組を明らかにしていきます。



「富良野市環境基本計画」の位置づけ

4 . 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」及び「教育・学習環境」の大きく5つに区分し、それぞれをとりまく様々な要素について目標を定め、施策を展開していきます。

自然環境 … 河川、地下水、森林、農地、土壌、大気、動物、植物

生活環境 … ごみ、資源、エネルギー

快適環境 … 景観、身近な自然、騒音、振動、悪臭

地球環境 … 地球温暖化、オゾン層、酸性雨（酸性雪）、国際的取組

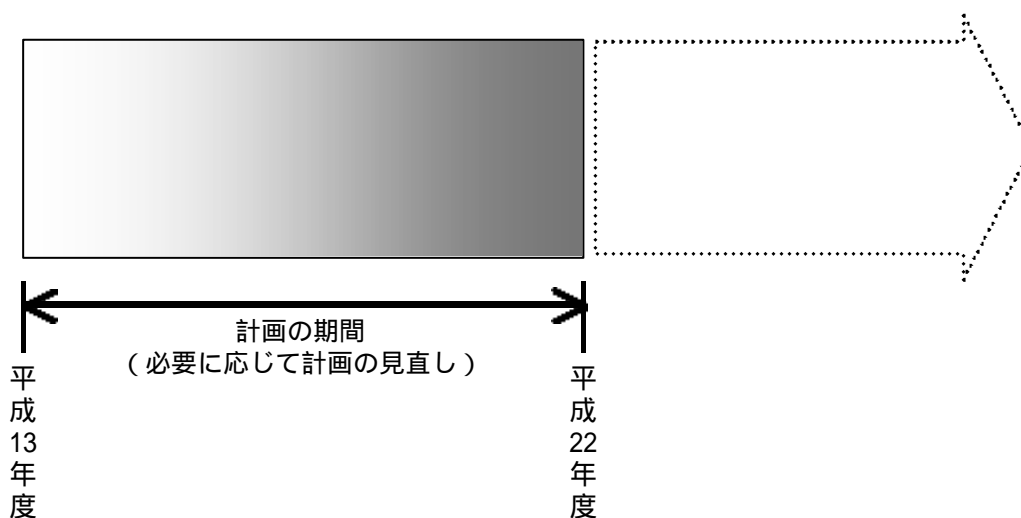
教育・学習環境 … 環境保全活動、環境教育、環境学習、環境情報

5 . 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域としました。

6 . 計画の期間

本計画の期間は、平成 13 年度を初年度、平成 22 年度を目標年度とします。また、本計画は社会情勢や環境の変化、市の環境に対する制度の整備等の進捗に合わせ、必要に応じて見直しを行います。



「富良野市環境基本計画」の期間及び目標年度